

雪害対策における積雪量基準と態勢の見直しについて

1 主旨

現在、世田谷区地域防災計画[令和3年修正]風水害編第四部雪害対策で規定されている組織及び態勢を組むにあたり、設定されている積雪量の基準と態勢について、見直しを行ったので報告する。

2 現状

気象情報・積雪の状況	態勢	主な対応等
大雪警報発表 12時間降雪10cm以上	水防本部に準じた態勢	○情報収集 ○情報発信 ○マスコミ対応 等
積雪が概ね15cm以上 になったとき	除雪作業本部 区道の除雪	(上記に加え) ○除雪作業(道路、施設周辺) ○倒木の処理
積雪が30cm以上 50cm未満の予想	(仮称) 応急対策本部 (本部長：担任副区長)	(上記に加え) ○避難所の開設・運営 ○休校等の判断 等
積雪が50cm以上の予想	災害対策本部 (本部長：区長)	必要な措置

3 改定内容(下線太字が変更点)

気象情報・積雪の状況	態勢	主な対応等
<b>大雪注意報発表</b> (12時間降雪深さ <u>5cm</u> 以上) <b>積雪は考慮しない。</b>	水防本部に準じた態勢 <b>(連絡体制)</b>	○情報収集 ○情報発信 ○マスコミ対応 等
大雪警報発表(12時間降雪深さ 10cm以上)され、積雪が概ね <u>10cm以上になったとき。また、 積雪が10cm未満であっても 融雪の見込みがなく、凍結等のお それがある場合。</u>	除雪作業本部 (本部長： <b>都市整備領 域担任副区長</b> )	(上記に加え) ○除雪作業(道路、施設周辺) ○倒木の処理 等
<b>積雪が30cm以上となる気象 情報が発出された場合</b>	災害対策本部 (本部長：区長)	(上記に加え) ○休校等の判断 保育園の休園等の判断 避難行動要支援者対策 ○避難所(地区会館など)の 開設・運営 等

表の積雪量(cm)については目安であり、今後の気象情報や積雪が予想される時間帯などを総合的に判断し、態勢を決定する。

4 その他

上記、改定内容については令和3年4月1日以降の積雪時から運用を開始。

また、世田谷区地域防災計画への反映については、令和3年度の災害対策基本法改正に併せて修正を行う。